

医療法人の社員・役員就任に係る運用方針

平成15年1月9日 沖縄県医務福祉課長決裁

令和元年11月6日 沖縄県医療政策課長決裁

医療法人は、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう務めなければならない。

また、開設者である医療法人が医療機関の運営における実質的な責任主体であり、営利を目的としてはならない。

医療法人の社員及び役員の就任については、医療法、関係法令及び関係通知等により基本的な考え方が示されているところであるが、これらを踏まえ運用方針を策定し、今後は当該方針に基づいて、指導・監督を行うこととする。

<基本的な考え方>

1. 別の営利法人や団体等、当該医療法人以外の第三者が、医療機関の人事権及び経営権を実質的に握っているとみなされる社員及び役員構成ではないこと。
2. 例えば、理事長を含む全役員・全社員が交代し、開設する医療機関を廃止し、別地にて新規に医療機関を開設するといったような、既存の医療法人解散手続き及び新規医療法人の設立認可手続きの実質的な回避とみなされるものではないこと。

I. 社員

未成年者でも自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば(義務教育終了程度)社員になることができる。

ただし、医療法人の社員は法人運営に大きな責任を伴うものであり、未成年者は親権に服するため、就任にあたっては慎重に検討すること。

また、社員総数において、未成年者の占める割合が50%未満であること。

II. 理事

1. 医療法第46条の4第2項の欠格事由に該当しないこと。
2. 実質的に職務執行能力があると認められる者であること。
3. 未成年者でないこと。但し、理事の職務を執行できる程度の能力を有していると認められる者はこの限りでない。

なお、医療法人の理事は法人運営に大きな責任を伴うものであり、未成年者は親権に服するため、就任にあたっては慎重に検討すること。

また、理事総数において、未成年者の占める割合が50%未満であること。

4. 原則として、当該医療法人の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、営利法人等との取引額が少額である等、医療機関の非営利性に影響を与えないとみなされる場合はこの限りではない。

また、理事総数において、営利法人等と兼務する理事の占める割合が過半数を超えないこと。

5. 理事長においては、原則として別医療法人の理事長を兼務していないこと。

III. 監事

1. 医療法第46条の4第2項の欠格事由に該当しないこと。
2. 実質的に監査能力があると認められる者であること。
3. 未成年者でないこと。但し、実質的に監査能力を有していると認められる者はこの限りでない。なお、医療法人の監事は法人運営の監査に大きな責任を伴うものであり、未成年者は親権に服するため、就任にあたっては慎重に検討すること。
4. 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。
5. 社員と兼任する場合は、出資していないこと。
6. 法人の会計等の業務に直接関わる顧問税理士等でないこと。
7. 当該医療法人の開設・経営上利害関係にある等、密接な関係にある営利法人等（取引等）の役職員等でないこと。
8. 他の役員と親族及び特殊な関係がある者でないこと。
 - (1) 親族とは民法第725条に定める親族をいう。
 - ① 6親等内の血族
 - ② 配偶者
 - ③ 3親等内の姻族
 - (2) 特殊な関係とは次に掲げるものをいう。
 - ① 役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ③ ①又は②に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
 - ④ 次に掲げる法人等の役員又は職員である者
 - ア 役員等が会社役員となっている他の法人等（医療法人含む）
※医療法人同士で監事をバーターしないこと
 - イ 役員等及び①から③までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

※ 当該規定は平成15年1月9日以降に設立認可する医療法人から適用する。

なお、適用日以前に設立認可された医療法人については、当該役員の変更（重任含む）を行うときから適用する。

※ 令和元年11月6日改正